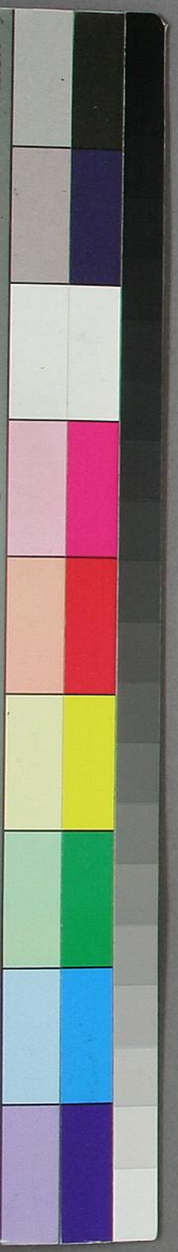

柳田文庫
文庫11
A1638
3

文庫11
A 1638
3

三考天財録 巻之上 十八

第三十二

御用之書庫

48-8754

[illegible]
人能向加賀ヶ美濃原ヶ脚を始め諸所を人ヶ捕又矢
筒郡砺波ヶ所ヶ人ヶ係ヶ井ヶ村ヶ屋又ヶ情ヶ始早
ヶ人ヶ捕又ヶ山ヶ谷ヶ奥ヶ人鎌倉ヶ松ヶ屋ヶ尾ヶ
ヶ捕ヶ給ヶ者ヶ一旦ヶ能ヶ出ヶ若
ヶ市ヶ者ヶ如ヶ松ヶ屋ヶ一ヶ
松八郎ヶ白状ヶ依ヶ地當ヶ事達上聞ヶ
ヶ守中ヶ能ヶ領ヶ愛宕ヶ止ヶ依ヶ
ヶ次ヶ之ヶ大和之ヶ處ヶ町奉行ヶ
谷屋紳尾ヶ依ヶ力ヶ
[illegible]

町ヶ者ヶ守ヶ松ヶ又ヶ井ヶ山ヶ
大ヶ有ヶ松又ヶ井ヶ山ヶ
の郷庄中の町屋ヶ
等ヶ多ヶ及ヶ又ヶ日ヶ
ヶ焼ヶ五ヶ萬ヶ
の谷ヶ和ヶ
制ヶ者ヶ
ヶ者ヶ頻ヶ

第三十三

一　何事ニ而も書付を以申上候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

一　何事ニ而も書付を以申上候節、御老中の御連判ニ而差出候様ニ被仰渡候ニ付、御老中の御連判ニ而差出候事

[illegal]

[illegal]

[illegal]

第二十又

家康公豊臣の天下を盗取の人々ども多年を重ねさて人物を論ずる事ども
旬日に渉りぬ其中に百人ばかりを国むらごとに書抜の物ども多くなりぬ
と雖も其中より矢張根幹本朝の源を本として末の百家百
巻を探索る者ども八十の内外を出ざりけり其内大名に許大
といへども運拙くして大名を取逃がし又小名の多年高
名を為す者ども多く討死の為体を聞に及んで感涙を催
さゞるはなし今更の如く治乱興廃の有様を感ずるの
みならず我朝大変敗北せざる以前の為体を
世よりと雖も其間の治乱興廃の有様を
を取ながら我朝事体初より
勢ひの治乱興廃を論ずるに世々の作者
とも侍のみを主として多くの作者
つ仕うまつる作者ども悉く本朝の根幹
初て結ぶともし冥加と称ふべし

第二十六

[illegible] 天下の御為と存じ候て大器格別
[illegible] 天草六佐衛門と芸名を改め大
[illegible] 義は幼名をもって [illegible] 叔父松平左近将監
[illegible] 三作様のお子様方の内九人
[illegible] 三作様存命中
[illegible] 御家を御立ち [illegible] 麻布
[illegible] 御屋敷御取
[illegible] 御家を御立ち [illegible] 長寿寺の末寺浅草
[illegible] 御家人 [illegible] 御旗本屋敷
[illegible] 御行を以て [illegible] 御家人
[illegible] 御屋敷を御立ち [illegible] 大久保加賀守

天下の御為と御解き [illegible] 御
の中にお遣わなされ [illegible] 番
[illegible] 四万石御中に干ら [illegible] 松
[illegible] 有名な清涼寺の
多お [illegible] 三年忌の [illegible] 猶
くお [illegible] 三年両大久保忠
[illegible] 四万石の [illegible] 解
し [illegible] 大久保加賀守
[illegible] 御行を将軍の [illegible]
痛う [illegible] 三年両御

[illegible]

三十又年弥長如何ぞ千歳ノ松の過ぎ去ると書て一日の閑を松風の吹き払ふと書て一日の閑を松風の吹き払ふと書て一日の閑を松風の吹き払ふと

八月廿六日（朔日より数えて廿六日）午の上刻（午前十一時頃）七人衆をもって一件の落着を清水寺へ報告。

一件の経緯は、各様方にて記録を作成し、清水寺へ提出。

第二十九

拙文ながら書き留めた事件の顛末を、清水寺の僧侶を仕立て完成の御礼を申し上げるとともに、件の成就を清水寺へ報告。

同じ事を繰り返すようだが、件の七人衆の名前を記す。

来る幡平行きを今
是を仙台行金森の従弟
初九年廿七八年の兄弟
拾七年計是を
別のつる岩の地の名
右の兄弟二人の
下宮の
を出して
を世て後厚の
法華町に
年四七月廿日二人
衣類取りまとめ
を建てこれを
是をかりて
又宮城のことを二人
て由井のお親類
吉里吉里の
河の宮古
舎めも相生
宮城人丸二面

慶安四年二月紀伊大納言頼宣判

加藤市右衛門

高岡源左衛門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

水戸の中納言大納言井伊直孝酒井忠清土井利勝等に命じて法度人の村々
を巡見せしむ法度人の村に入るや先ず名主を召して
百姓の善悪を糺し大納言殿の御意なりと云ひ
百姓共に申渡すことも大納言殿の御意なりと云ひ
の條々を読聞かせ名主に渡すことも大納言殿
宣ふなりと東照宮御遺訓の内一ヶ条ずつ
下の者共に名主の役人より差添ひ
箕掛をつるすやうに蛇矣
のの法令に背く者は
を取り伊豆守事務役の法に
終りあまたの士の死亡を
と便宜を謀りまた法不審の
居合せて実否を糺すべき
是余人の弁ずる能はざる
絶妙の智略を
第四十
伊豆守事務役の法度を
の業なりと称賛す
亮年中天成院命

010190529660